

訪問介護事業所 利用料金表

【介護保険】平成30年4月～

① 基本料金 \*1時間以上(30分増すごとに)830円・ ・ ・身体介護

身体介護	サービス時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満
	1.利用料金	1,650円	2,480円	3,940円	5,750円
	自己負担(1割)	165円	248円	394円	575円

生活援助	サービス時間	20分以上 45分未満	45分以上
	1.利用時間	1,810円	2,230円
	自己負担金	181円	223円

\*自己負担額の利用料金は負担割合に応じて変わります。

【基本料金】

通院等乗降介助 …	利用料金 …	980円
自己負担(1割) …	98円	

\*自己負担額の利用料金は負担割合に応じて変わります。

【加算料金】

介護職員処遇改善加算Ⅲ…	所定単位数に5.5%を乗じた単位数
--------------	-------------------

\*「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

\*上記サービス料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

・平常の時間帯（午前8時30分から午後5時30分）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で割増料金が加算されます。

\*訪問介護養成研修3級課程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、表の料金の5パーセント が割引かれます。

\*2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意の上で通常の場合の2倍をいただきます。

例・体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

・暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

\*ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援・要介護の認定を受けた後自己負担額を除く金額から払い戻されます。（償還払い）。又居宅サービス計画が作成されていない場合 にも償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した『サービス提供証明書』を交付します。

\*介護保険から給付に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご契約の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス(契約書第5条、第9条)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

① 介護保険の支給限度を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

\*経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することが

あります。 その場合事前に変更の内容と変更の事由について変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

3) 交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に対し、要した交通費の実費をいただきます。

1 キロメートルあたり 20円